

# 福岡県公報

平成17年9月2日  
第2433号  
増刊 ②

## 目次

### 公 告

○福岡県の人事行政の運営等の状況の公表 (人事課) …………… 1

## 公 告

### 公告

福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年福岡県条例第8号）第6条の規定により、福岡県の人事行政の運営等の状況について、次のように公表する。

平成17年9月2日

福岡県知事 麻 生 渡

## 一 人事行政の運営の状況

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

- (1) 職員の任免  
ア 職員の採用

平成16年度に新たに採用された一般職の職員及び新たに再任用された職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	合 計	行 政 職	警 察 職	教 育 職	技 能 労 務 職	研 究 職 医 療 職
新規採用	(3) 1,216	(1) 142	729	283	7	(2) 55
新規再任用	(12) 89	(2) 28	1	(10) 39	16	5

- (注) 1 新規採用には国や他団体との人事交流に伴う採用を含みます。  
2 政令市立学校の教職員は含みません。  
3 「新規採用」欄の( )内は任期付採用職員で、内数です。  
4 「新規再任用」欄の( )内は短時間勤務職員で、内数です。

### イ 職員の離職

平成16年度に離職した一般職の職員及び再任用を満了した職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	合 計	行 政 職	警 察 職	教 育 職	技 能 労 務 職	研 究 職 医 療 職
離 職	694	118	323	194	39	20
そ の 他	918	164	227	225	14	288
再任用の満了	(7) 33	11	1	(7) 15	3	3

- (注) 1 政令市立学校の教職員は含みません。  
2 「再任用の満了」欄の( )内は短時間勤務職員で、内数です。

(2) 職員数

ア 部門別職員数の状況

(単位：人)

機 関 名	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
	16年度当初	17年度当初		
議 会	50	50		
知 事 部 局	8,956	8,402	△554	組織機構の改善及び事務事業の見直しなど
企 業 局	48	48		
教 育 委 員 会	36,483	36,395	△88	県立高校再編整備に伴う学校数の減、少人数指導のための教職員の増
公 安 委 員 会	11,556	11,686	+130	警察法施行令の改正
選 挙 管 理 委 員 会	18	18		
人 事 委 員 会	27	27		
労 働 委 員 会	22	22		
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	6	6		
監 査 委 員	36	36		
合 計	57,202	56,690	△512	

- (注) 1 職員数は、条例で定められた定数（条例定数）を示しています。ただし、議会及び知事部局については、条例定数の範囲内で配置している定数（配置定数）を示しています。
- 2 教育委員会には、県立3大学（九州歯科大学、福岡女子大学、福岡県立大学）を含みます。

イ 定員管理の適正化の取組

本県財政の直面する深刻な事態に対応するため、次の事項に取り組んでいます。

- ① 知事部局や教育委員会事務局等の一般行政部門の職員定数については、「第一次行政システム改革大綱」（平成14年2月）及び「財政構造改革プラン」（平成14年2月）に基づき、平成14年度から平成18年度までに職員定数を900人削減する取組を進めています。
- ② 警察職員については、治安回復のために警察官を増員しており、その効果を最大限に発揮させるため、管理・デスク部門を中心とした組織の合理化を図りながら、第一線への人員の配置転換を行うとともに、組織の不断の見直しに努めています。
- ③ 教職員については、国の教職員定数改善計画等に沿った適正な配置に努めています。

## 2 職員の給与の状況

本県では厳しい県財政を踏まえ、職員給与費を抑制する特例措置を実施しています。具体的には次表に掲げるとおりです。

	抑 制 措 置	期 間	内 容	1人当たり年間削減額
特別職	給料月額削減額	11年8月～17年3月 (5年8月)	知事 5%削減 副知事ほか常勤特別職 3%削減	平均 81.0万円 平均 33.8万円
		17年4月～19年3月 (2年間)	知事 8%削減 副知事ほか常勤特別職 5%削減	平均 129.6万円 平均 56.3万円
	期末手当削減額	11年8月～19年3月 (7年8月)	知事 20%削減 副知事ほか常勤特別職 10%削減	平均 132.1万円 平均 45.9万円
	報酬月額削減額	17年4月～18年3月 (1年間)	議長 2%削減 副議長 2%削減 議員 2%削減	26.6万円 23.5万円 21.4万円
一般職	給料月額削減額	12年4月～14年3月 (2年間)	全職員 3%削減	平均 13.2万円
		17年7月～19年3月 (1年9月)	全職員 2%削減	平均 8.8万円
	管理職手当削減額	12年4月～17年6月 (5年3月)	課長級以上の職員 3%削減	平均 2.7万円
		17年7月～19年3月 (1年9月)	部長級の職員 5%削減 次長級、課長級の職員 4%削減	平均 8.2万円 平均 3.5万円

\*このほか、平成11年度以後、勤務成績による特別昇給を実施していません。

### (1) 人件費の状況

県の職員は、知事、副知事、出納長等の特別職の職員と一般職の職員とに区分されています。平成16年度中にこれらの職員に支払われた人件費の総額は5,301億5,290万7千円で、県の歳出総額の36.5パーセントです。

(普通会計決算見込額)

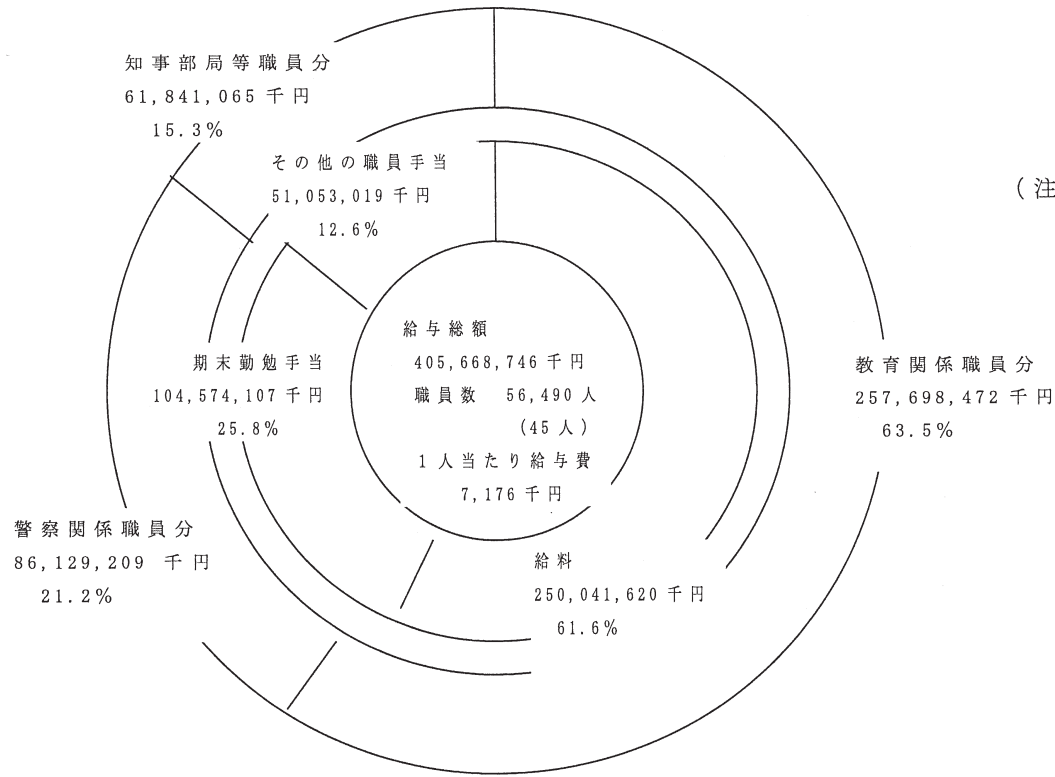
区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額 (A)	実 質 収 支	人 件 費 (B)	人 件 費 率 (B/A)	(参考) 平成15年度 の人件費率
平成 16年度	平成17年3月31日現在 5,014,179人	千円 1,453,801,610	千円 1,800,716	千円 530,152,907	% 36.5	% 36.3

(注) 人件費には、知事などの特別職の職員及び議員に支給される給料又は報酬、一般職の職員に支給される給料及び諸手当(扶養手当、通勤手当など)のほか、共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費などが含まれています。

(2) 職員給与費の状況

平成17年度の一般行政職、教育職、警察職等の一般職の職員56,490人(45人)の給与費の予算額は4,056億6,874万6千円で、1人当たりの給与費は717万6千円です。

(平成17年度普通会計予算)



- (注) 1 職員手当には、退職手当及び児童手当は含まれていません。  
 2 ( )内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

一般行政職、警察職、高等学校教育職、小・中学校教育職及び技能労務職の職員の平均給料月額等は、次のとおりです。

(平成17年4月1日現在)

区 分	平 均 給 料 月 額	平 均 給 与 月 額	平 均 年 齢
一 般 行 政 職	3 6 0 , 4 5 3 円	4 4 6 , 7 3 6 円	4 2 歳 8 月
警 察 職	3 5 6 , 3 9 4	4 8 4 , 6 0 7	4 1 歳 1 0 月
高 等 学 校 教 育 職	4 1 2 , 8 4 2	4 8 2 , 4 4 3	4 4 歳 5 月
小・中 学 校 教 育 職	4 0 8 , 1 6 8	4 6 4 , 6 2 4	4 4 歳 1 月
技 能 労 務 職	3 5 4 , 3 1 5	4 0 5 , 5 6 6	4 8 歳 1 1 月

(注) これらの額は、平成17年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

## (4) 職員の初任給の状況

学校卒業後直ちに職員に採用された場合の初任給と採用後2年を経過した時点での給料は、次のとおりです。

(平成17年4月1日現在)

区 分	福 岡 県		国		
	初 任 給	採用2年経過日給料月額	初 任 給	採用2年経過日給料月額	
一 般 行 政 職	大学卒	円 177,400	円 191,400	円 (I種)179,800 (II種)170,700	円 198,600 184,400
	高校卒	143,300	154,300	138,800	148,500
警 察 職	高校卒	163,300	185,900	156,700	177,400
高等学校教育職	大学卒	198,000	212,400		
小・中学校教育職	大学卒	198,000	212,400		

(注) 高等学校教育職、小・中学校教育職については、国に該当職種がありません。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状態

経験年数が10年、15年及び20年のそれぞれの職員の平均給料月額は、次のとおりです。

(平成17年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	277,477 円	353,036 円	395,354 円
	高校卒	221,163	282,412	352,357
警察職	高校卒	250,636	300,279	366,939
高等学校教育職	大学卒	317,388	372,970	416,164
	短大卒	263,952	321,630	391,005
小・中学校教育職	大学卒	319,900	372,882	412,779
	短大卒	286,802	350,927	392,649
技能労務職	高校卒	222,886	263,960	329,675

- (注) 1 「経験年数」とは、卒業後直ちに採用された場合は採用後の年数を、採用前に民間歴等のある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。  
 2 これらの額は、平成17年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

## (6) 一般行政職の級別職員数の状況

職員は、従事する職務の複雑、困難及び責任の度合に基づき、その適用される給料表に定める級に格付けされることになっていますが、行政職給料表が適用される一般行政職の職員の級ごとの標準的な職務内容、その職員数及び構成比は、次のとおりです。

(平成17年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級	合 計	
標準的な職務内容	主 事 技 師	主 事 技 師	主 任	主 査 相 困 主 任	本 庁 の 係 長 相 困 主 査 困 難 主 任	本 庁 の 課 長 本 庁 の 相 困 係 長 本 庁 の 相 困 係 長 本 庁 の 相 困 係 長	本 庁 の 相 困 課 長 補 佐 本 庁 の 相 困 係 長	本 庁 の 課 長 本 庁 の 相 困 係 長	本 庁 の 困 難 課 長	本 庁 の 次 長	本 庁 の 部 長		
職 員 数	人 37	人 90	人 955	人 1,282	人 1,160	人 3,262 (2)	人 435	人 1,307	人 460	人 90	人 26	人 9,104 (2)	
構 成 比	% 0.4	% 1.0	% 10.5	% 14.1	% 12.7	% 35.8 (100.0)	% 4.8	% 14.4	% 5.0	% 1.0	% 0.3	% 100.0 (100.0)	
参 考	1年前の 構 成 比	% 0.4	% 1.4	% 11.4	% 14.6	% 12.3	% 35.3 (100.0)	% 5.2	% 13.2	% 5.0	% 0.9	% 0.3	% 100.0 (100.0)
	5年前の 構 成 比	% 1.3	% 2.3	% 14.3	% 14.7	% 11.3	% 33.6	% 3.9	% 12.6	% 4.8	% 0.9	% 0.3	% 100.0

- (注) 1 「標準的な職務内容」は、それぞれの級に該当する代表的な職名を掲げています。  
 2 表中「相困」とは「相当困難な業務を処理する」の略であり、「困難」とは「困難な業務を処理する」の略です。  
 3 ( ) 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。



(7) 昇給期間短縮の状況

職員の昇給期間短縮の状況は、次のとおりです。

区 分		代 表 的 な 職 種					
		合 計	行 政 職	警 察 職	高 等 学 校 教 育 職	小 ・ 中 学 校 教 育 職	技 能 労 務 職
平 成 16 年 度	職 員 数 (A)	人 54,760	人 10,091	人 10,537	人 8,903	人 24,010	人 1,219
	普通昇給期間を短縮して 昇給した職員数 (B)	人 2,836	人 515	人 640	人 401	人 1,232	人 48
	比率 (B)/(A)	% 5.2	% 5.1	% 6.1	% 4.5	% 5.1	% 3.9

(注) (B) の昇給期間を短縮して昇給した職員数は、短縮月数を12月で除して算出したものです。

(8) 給与水準の状況

当該団体の給与水準を他の団体や国と比較する方法としてラスパイレス指数による方法がとられています。このラスパイレス指数は、比較団体相互間の職員構成を同一にして、職種別、学歴別及び経験年数別に区分した職員数と平均給料月額を用いて算出するものです。

国を100とした場合の平成16年4月1日現在における本県職員のラスパイレス指数は101.2です。

(9) 職員手当の状況

期 末 ・ 勤 勉 手 当				退 職 手 当			
(平成17年度支給割合)				(平成17年4月1日現在)			
6 月 期		1.4 ※1.2 月分		勤続20年		21.0 月分	
(0.75)		月分		(0.35)		月分	
1 2 月 期		1.6 ※1.4 月分		勤続25年		33.75 月分	
(0.85)		月分		(0.35)		月分	
計		3.0 ※2.6 月分		勤続35年		47.5 月分	
(1.6)		月分		(0.7)		月分	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有				最高限度額 59.28 月分			
※は課長級以上の管理職職員の支給割合				その他加算措置 定年前早期退職者特例措置 (2%~20%)			
				平成16年度全職種 (自己都合) (勲奨) (定年)			
				1人当たり平均支給額 410千円 27,176千円 28,379千円			

(注) 1 期末・勤勉手当の支給割合、退職手当の支給率は国と同じです。

2 ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(平成17年4月1日現在)	支給対象地域	東京都千代田区	大阪市名古屋市	福岡市	北九州市	久留米市飯塚市	その他の県内市町村
	支給率	% 12	% 10	※ % 2.75	※ % 2.75	※ % 2.75	※ % 2.75
	支給対象職員数	人 36	人 9	人 16,324	人 8,704	人 4,194	人 23,868
	国の支給率	% 12	% 10	※ % 6	※ % 5	※ % 2	※ % 0
	支給対象職員1人当たり平均支給年額 (平成16年度決算見込額)						136,301円

※ 医師及び歯科医師の支給率は10%です。

特殊勤務手当 (平成16年度)	区分		全職種
	職員全体に占める支給対象職員の割合		38.2%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		116,744円
	手当の種類(手当数)		49種類
	代表的な手当	支給額の多い手当	教員特殊業務手当 主として私服員の従事する犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の作業手当 夜間特殊業務に従事する作業手当 教育業務連絡指導手当 警ら作業手当
多くの職員に支給されている手当		教員特殊業務手当 夜間特殊業務に従事する作業手当 教育業務連絡指導手当 警ら作業手当 主として私服員の従事する犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の作業手当	

時間外勤務手当	平成16年度	支給総額	8,982,942千円
		職員1人当たり支給年額	169千円
	平成15年度	支給総額	9,100,903千円
		職員1人当たり支給年額	171千円

(平成17年4月1日現在)

区分	内容	国の制度との異同	異なる内容
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。	異なる	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合の加算額は、国は1人につき5,000円ですが、本県は1人につき5,200円です。
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃等を支払っている職員又は自宅に居住して世帯主である職員に支給されます。	異なる	持家居住職員の場合、国は2,500円(新築等の日から5年を経過するまでの間に限定)ですが、本県は4,900円です。
通勤手当	通勤のために交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員に支給されます。	異なる	支給限度額は国は55,000円ですが、本県は制限がありません。

## (10) 特別職の報酬等の状況

知事、副知事及び出納長の給料月額並びに県議会の議長、副議長及び議員の報酬月額は、次のとおりです。  
また、これらの者には期末手当が支給されますが、その支給率は年間3.3月分です。

(平成17年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,350,000 円 (1,242,000 円)
	副 知 事	1,080,000 円 (1,026,000 円)
	出 納 長	910,000 円 (864,500 円)
報 酬	議 長	1,110,000 円 (1,087,800 円)
	副 議 長	980,000 円 (960,400 円)
	議 員	890,000 円 (872,200 円)
期 末 手 当	知 事 副 出 納 長	(平成17年度支給割合) 6 月期 1.6 月分 1 2 月期 1.7 月分 計 3.3 月分
	議 長 副 議 員	(平成17年度支給割合) 6 月期 1.6 月分 1 2 月期 1.7 月分 計 3.3 月分

- (注) 1 知事、副知事及び出納長の給料並びに議長、副議長及び議員の報酬は、平成17年4月1日以後、( )内の額に減額しています。
- 2 知事、副知事及び出納長の期末手当は、平成11年12月期から平成18年12月期までの間、上記支給割合により算出した額から知事にあつては当該額の100分の20を、副知事及び出納長にあつては当該額の100分の10を乗じて得た額を減じています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めています。その概要は、次のとおりです。

(1) 勤務時間

勤務時間は、休憩時間を除き、1日について8時間、1週間について40時間です（日曜日及び土曜日は週休日）。

一般的な職員の勤務時間は、各任命権者の規程等により、午前8時30分から午後5時15分までとしています。また、交替制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難しい職員の勤務時間は、別に定めています。

なお、本庁及び福岡市内の出先機関においては、始業時刻を9時、終業時刻を17時45分とする時差通勤を実施しています。

(2) 休憩時間

一般的な職員の休憩時間は、午後12時から午後12時45分までの45分としています。

(3) 週休日・休日

週休日とは、原則として毎週日曜日及び土曜日を、また、休日とは祝日法による休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。））をいいます。

なお、公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要のある職員については、週休日を別に定めています。

(4) 休暇

休暇の種類は、給与が支給されるか否かによって、有給休暇と無給休暇に分けることができます。有給休暇としては、事由を限らず、毎年与えられる年次休暇と、特定の事由に基づいて認められる特別休暇等があります。また、無給休暇として、介護休暇等があります。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等24項目を設けています。

(5) 育児休業

育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的として平成4年度に設けた制度です。

平成14年度には対象となる子の年齢を1歳未満から3歳未満に引き上げたところです。

次世代育成の観点から、男性の積極的な育児参加が特に求められている中、福岡県においても、各任命権者が職員の子どもの健やかな育成のための計画（特定事業主行動計画）を策定し、育児休業等の制度周知の徹底と取得しやすい環境整備を図っていくこととしています。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限制度の概要及び処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性、安定性を確保し、その適正かつ能率的な運営を図ろうとする趣旨から整備されています。

任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することができるのは、①勤務実績が良くない場合、②心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合、③学校、研究所、病院その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる事項の調査、研究又は指導に従事する場合等とされています。平成16年度における分限処分の状況は、次のとおりです。

（単位：人）

処分の種類	降任	免職	休職	合計
処分事由				
勤務実績が良くない場合	0	0		0
心身の故障の場合	0	0	539	539
職に必要な適格性を欠く場合	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合			0	0
学校、研究所等において調査、研究等に従事する場合（縦穴めり軸）			12	12
災害により生死不明又は所在不明となった場合（縦穴めり軸）			0	0
合計	0	0	551	551

（注）1 政令市立学校の教職員は含みません。

2 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

(2) 懲戒制度の概要及び処分の状況

任命権者は、①地方公務員法（昭和25年法律第261号）等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができますとされています。平成16年度における懲戒処分の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

処分の種類	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
処分事由					
給与・任用に関する不正 (給与不正領得等)	0	0	0	0	0
一般服務違反関係 (欠勤、勤務態度不良等)	0	2	4	6	12
一般非行関係 (傷害、異性関係非行等)	3	3	7	5	18
取賄等関係 (取賄、横領等)	1	0	0	0	1
道路交通法違反	1	2	1	2	6
監督責任	0	0	0	1	1
合 計	5	7	12	14	38

(注) 1 政令市立学校の教職員は含みません。

2 同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

### 5 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法や教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、民間企業の勤労者とは異なる服務上の強い制約が課されています。

これらの服務規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分の状況は、4(2)のとおりです。

また、市町村立学校に勤務する教職員（県費負担教職員）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）により、市町村教育委員会がその服務を監督すると定められています。

なお、制度の趣旨を徹底させるため、所属研修を実施するほか、日常の具体的事例に関する照会等の機会を通じて、適切な処理を行っているところです。

さらに、福岡県職員倫理条例（平成13年福岡県条例第49号）を制定し、職員が常に認識しておかなければならない基本的な心構えや職員が遵守すべき倫理行動基準を規定するとともに、入札参加資格業者との原則交際禁止等に関する規定を定めています。また、入札参

加事業者との職務外での交際のうち、個別に承認を得た事項については、例外としてこれを行うことができることとしていますが、知事部局におけるこれまでの承認件数は、平成14年度：16件、平成15年度：4件、平成16年度：5件となっています。

### 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

#### (1) 研修の概要

職員の研修は、職員の勤務能率の発揮及び増進を目的に、任命権者において組織的かつ計画的に行われています。

例えば、知事や議会、監査委員、教育委員会、人事委員会等の事務部局に勤務する職員については、職員研修を自己啓発・職場研修・研修所研修・派遣研修に区分して実施しています。

また、教育公務員については、教育公務員特例法においても、絶えず研究と修養に努めなければならないことが規定されており、より豊富な研修の機会が設けられています。

平成16年度に行われた主な研修には、次のようなものがあります。

#### (行政職員)

自己啓発	外国語会話研修支援 通信研修支援 自主研究グループ支援
職場における研修	部局研修・所属研修（同和問題、公務員倫理 等） 業務専門研修
研修所等における研修	基本研修（新採用職員研修、一般職員研修、管理監督者研修 等） 専門研修（政策法務、プレゼンテーション、行政におけるCS、短期企業体験、企業合同セミナー、行政法、民法、財務会計基礎 等） 特別研修（公務員倫理指導者養成、接遇指導者養成 等）
派遣研修	自治大学校派遣 市町村、企業等派遣 大学院派遣 海外派遣

#### (教職員)

研修所等における研修	基本研修（初任者研修、10年経験者研修、校長研修会 等） 短期研修（各教科の指導に係る研修 等） 長期研修
派遣研修	中央研修 海外研修 国公立大学・大学院派遣長期研修 等

(警察官)

職場における研修	各所属における集合教養 本部主管課による研修・講習 部外・部内講師による講演
警察学校における研修	採用時教養 昇任時教養 専科教養
派遣研修	国際犯罪捜査実務海外研修 語学委託研修 等

## (2) 勤務成績の評定の概要

任命権者は、公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講ずることとされています。

職員の能力や経歴、勤務実績等を総合的に評定することを通じて転任や昇任等を行い、適材適所の徹底を図っています。

現在、地方公務員を含む公務員制度改革が議論されており、現行の勤務評定制度に替え、能力評価と業績評価からなる新たな評価制度を導入することとされており、こうした動向を見極めつつ、新たな人事評価制度の導入について検討していくこととしています。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

## (1) 安全衛生管理

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び各任命権者の安全衛生管理規程・健康管理規程に基づき、総括安全衛生管理者又は健康管理者、産業医、安全管理者及び衛生管理者の選任並びに総括安全衛生委員会・警察本部衛生委員会等の設置を行っています。

さらに、全所属に健康推進員(副課長、課長補佐、副所長、事務長等)又は健康管理担当者(所属長)・副健康管理担当者を配置するとともに、(安全)衛生委員会や各地区連絡協議会等を設置し、安全衛生管理活動の推進を図っています。

## (2) 職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、全職員を対象に一般定期健康診断及び指定年齢健康診断を、特定の有害業務従事者を対象に特別健康診断を実施しています。

## (3) 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し団体協約を締結することの認められない職員が人事委員会に対して地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する不服申立て制度は、不利益な処分を受けた職員が人事委員会に対して不服申立てを行うことを認める制度です。これらの制度の状況は、「二 平成16年度における福岡県人事委員会の業務の状況」の3及び4のとおりです。

## 二 平成16年度における福岡県人事委員会の業務の状況

### 1 職員の競争試験及び選考の状況

#### (1) 競争試験

##### ①職種及び日程

職 種		日 程			
試験の種類	試験区分等	受付期間	1次試験	2次試験	最終合格発表
上 級	行政、学校事務、土木、建築、 機械、電気、化学、農業、農業 土木、林業、水産、獣医師	5月24日～6月4日	6月27日	7月29日～8月3日	8月25日
中 級	農業	8月16日～8月27日	9月26日	10月28日、11月11、12日	11月25日
	行政事務、学校事務、警察事務、 栄養士			10月26、27日、10月29日	
初 級	一般事務、学校事務、警察事務、 土木				
民間企業等職務経験者	行政	7月20日～7月30日	9月5日	11月13日～11月14日	12月6日
警察官A（男性）	第1回	4月1日～4月20日	5月16日	6月27日～7月1日	8月5日
	第2回	5月24日～6月14日	7月11日	8月22日～9月3日	10月25日
警察官A（女性）	—			※8月30日は台風のため9 月6日に延期	
警察官A（武道指導）	—	4月1日～4月20日	5月16日	7月1日～7月2日	8月5日
警察官B（男性）	—	8月23日～9月13日	10月10日	11月13日～11月22日	12月14日
警察官B（女性）	—	8月23日～9月13日	10月10日	11月23日～11月24日	12月14日
警察官C	経済、語学（北京語、ハングル）、 情報工学	4月1日～4月20日	5月16日	7月1日～7月2日	8月5日



## ②人数

試験の種類	採用予定数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	受験率 (%)	一次合格者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
上 級	27	1,824	1,165	63.9	79	29	40.2
中 級	38	1,843	1,257	68.2	99	40	31.4
初 級	21	740	513	69.3	56	26	19.7
民間企業等職務経験者	4	860	538	62.6	17	8	67.3
警察官 A (男性)	322	9,869	8,170	82.8	1,645	353	23.1
警察官 A (女性)	35	805	624	77.5	153	42	14.9
警察官 A (武道指導)	5	14	13	92.9	9	3	4.3
警察官 B (男性)	146	4,440	3,493	78.7	818	182	19.2
警察官 B (女性)	17	707	552	78.1	91	22	25.1
警察官 C	18	117	91	77.8	33	10	9.1
計	633	21,219	16,416	77.4	3,000	715	23.0

## (2) 採用選考

職員の採用は、地方公務員法上、原則として競争試験によることとされていますが、人事委員会の定める職について、人事委員会の承認があった場合は選考によることができることとされています。

採用選考の承認状況は、次のとおりです。

職	知事	教育委員会	警察本部長	計
部長相当職	1	1		2
次長相当職	7	1	3	11
課長相当職	27	8	5	40
課長補佐相当職	11	3		14
係長相当職	21	2	2	25
上級係員相当職	20			20
係員相当職	31	2	11	44
計	118	17	21	156

なお、前述の表のうち、人事委員会において試験を実施している公開公募による採用選考の実施状況は、次のとおりです。

種別	職種	採用予定数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	一次合格者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
選考 (前期)	研究職員(情報処理、化学C、機械A)、 職業指導員(商業デザイン科、情報 処理科、建築科、製版・印刷科)、言 語聴覚士	9	101	86	23	6	14.3
選考 (後期)	職業指導員(溶接科、機械科、建築 科、製版・印刷科)、船員(航海)	6	31	29	16	5	5.8
身体障害者を対象 とする採用選考	一般事務	2	61	50	5	2	25.0

## (3) 昇任選考

職員の昇任については、警察官昇任試験を除き選考により実施しています。  
任命権者へ委任したものを除く昇任選考の承認状況は、次のとおりです。

職名	知事	教育委員会	警察本部長	合計
部長	15			15
次長	35	2	26 (26)	63
課長	78	18	59 (55)	155
課長補佐	179	44	6	229
係長	244	63	22	329
計	551	127	113 (81)	791

(注1) 職名の欄は、相当職を含みます。

(注2) ( ) 内は公安職で内数

## (4) 任期付職員の採用の承認

任命権者は、以下の任期付職員の採用に当たり、人事委員会の承認を得なければなりません。  
任期付職員採用の承認状況は、次のとおりです。

区分	知事部局	教育委員会	警察本部
任期付招へい研究員			
特定任期付職員	1		
一般任期付職員		1	

- (注) ・任期付招へい研究員：民間等の優れた研究者を県の試験研究機関に受け入れるもの  
 ・特定任期付職員：高度の専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて採用するもの  
 ・一般任期付職員：専門的な知識経験を有する者を任期を定めて採用するもの

## 2 職員の給与等に関する報告の状況

～ 月例給、期末・勤勉手当ともに改定なし（6年振りに前年水準を維持）～

- 公民較差(0.03%)が極めて小さく、月例給の改定を見送り
- 期末・勤勉手当は民間の支給割合とおおむね均衡

(1) 報告日 平成16年9月30日

(2) 公民較差等

① 公民較差

本 年		参考（平成15年度）	
0.03%	110円	△1.19%	△4,876円
(0.06%)	(261円)	(△1.15%)	(△4,738円)

※（ ）内は給与の減額措置(管理職手当の3%カット)後の率及び額

② 期末・勤勉手当

民間の年間支給割合	県職員の年間支給割合
4.39月	4.40月

(3) 報告（意見）

① 新たな人事・給与制度の確立について

- ・ 平成18年度を目標とする新たな人事給与制度の導入に向け、評価試行等に早急に取り組まれるよう要望する。また、新たな評価制度の導入にあたっては、求められる職員像を明らかにするとともに、評価の公平性を確保し、職員の理解と納得が得られるような制度整備に努める必要がある。

② 給与について

- ・ 調整手当については、国において給与構造の基本的見直しの一環として、これに替え地域手当（仮称）の創設が検討されているため、本県

においても一律支給している調整手当の在り方について検討する必要がある。

- ・ 交通用具使用者の通勤手当については、国や県内民間事業所の支給額を上回っているため、見直しについて検討する必要がある。
- ・ 勤勉手当の成績率については、職員の士気の一層の向上を図るため、制度本来の趣旨に沿った運用について検討する必要がある。

### ③ 勤務環境の整備等について

- ・ 総実勤務時間の縮減については、管理監督者をはじめとする職員一人ひとりが業務のより一層の簡素効率化と計画的な職務遂行等に努めるとともに、特に管理監督者にあつては、長時間にわたる時間外勤務が心身両面の健康に及ぼす影響について深く認識し、職員の勤務時間の適正な管理に努める必要がある。
- ・ 職員の健康管理については、メンタルヘルス対策への取組を更に充実・強化させていくことが重要であり、また、健康増進法の趣旨を踏まえ、一層の受動喫煙防止対策を講じる必要がある。
- ・ 職業生活と家庭生活の両立支援のためには、働き方の見直しを進めていくことが重要であり、社会全体の牽引役となるよう、意欲的かつ実効性のある「特定事業主行動計画」を策定されるよう要望する。

## 3 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があつた場合に、人事委員会が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあつせん又はこれに準ずる方法で事案の解決に当たるものです。

平成16年度中に新たに措置要求はなく、また係属している事案もありませんでした。

## 4 不利益処分に関する不服申立ての状況

不利益処分についての審査制度は、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があつた場合、人事委員会が、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す判定を行うものです。

## (1) 係属の状況

		平成15年度末の 係属件数	平成16年度中の 申立て件数	平成16年度中の 処理件数	平成17年度への 繰越件数
県 分	懲戒処分	103,561	0	12,733	90,828
	分限処分	7	1	1	7
	その他	678	0	188	490
	計	104,246	1	12,922	91,325
受 託 分	懲戒処分	1	0	1	0
	分限処分	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	計	1	0	1	0

※「受託分」は公平委員会の事務の委託を受けている町村分

## (2) 審査の状況

事 案 名		審査等の状況
県 分	平成16年(不)第1号事案	口頭審理6回実施
	昭和44年(不)第2478号ほか204事案	審査の打切り (H17. 2. 21) (規則第13条第1項第4号該当)
	昭和43年(不)第89号ほか541事案	審査の打切り (H17. 2. 21) (規則第13条第1項第5号該当)
	昭和34年(不)第1号ほか11,403事案	審査の打切り (H17. 3. 29) (規則第13条第1項第3号及び附則第3項該当)
受託分	平成15年(不)第1号事案 (町職員懲戒免職事案)	裁決(修正) 平成16年6月14日